

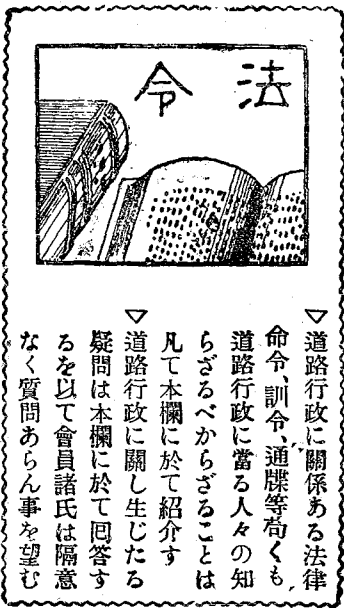
質 疑 應 答

問 國道府縣道の改修を地元町村に於て爲すとき之に對し縣費より補助するも差支なきや(島根縣 加藤生)

答 町村が其の義務に屬せざる國道府縣道を正規の手續を経て改修することは任意であるが、是等の任意事務に對して補助するや否やは其の府縣に於ける補助政策に依つて決定すべき問題である、道路法は國庫の補助に關し規定したが此規定は國庫の爲すべき補助に關し規定したのであつて他の公共團體が府縣制又は市制町村制等に於て許された補助を爲すべき自由を制限すべき規定でない、河川法砂防法等が公共團體の補助を制限したのと全然其の趣を異にして居る(砂防法第三十條第四項)故に町村の出願に依る道路工事の施行が府縣の公益上必要ある場合に於ては補助するとが出來る(田中 幹事)

問 地方鐵道法第十三條の申請書を取扱ふ場合に同法第十六條の關係を併せ調査すべきものなるや(島根縣 加藤生)

答 地方長官が地方鐵道法第十三條に規定する工事施行の認可



▽道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す
▽道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

法 令

内務省訓令第十八號

土 木 試 驗 所

大正十五年度ヨリ治水港灣ニ關スル土木試驗ヲ開始スヘシ

大正十四年十二月十七日

内務大臣 若 槻 禮 次 郎

申請書を受理したときは、其の工事の施行に就きて公益上に關する意見を附せざるべからざるは、認可申請書を地方長官經由とした根本の理由である、故に第十六條の規定あると否とに關せず其の鐵道工事が道路橋梁河川等に影響ある場合に於ては勿論意見を附することを要するのである、併しながら其の意見を附せなかつたが爲に後日に於て爲すべき第十六條の處分を拘束せらるべきものでない(田中幹事)

問 指名競争入札の場合に加入者六人中五人は協定入札し、丙は之を拒みたるに他の五人は第三者をして丙を毆打し入札を爲さしめず、丙の入札書を奪ひ金額を記入して入札を終了し遂に甲をして最低額の入札を爲さしむるに至り第三回の入札後道路管理者は甲と隨意契約を締結した此契約は有効なるや(新潟縣佐藤堅)

答 協定して爲した其の入札が無効であることは道路工事執行令第十條第三號に該當し明かである、丙を毆打したこと及他人の入札書を奪ひ金額を記入したことは、刑法上の犯罪であること又勝手に金額を記入した、此は本人の意思に出たものでない

が爲に民法上無効のものであることも明白であつて論議の餘地は無い、併しながら問者が言ふが如き違法の裡に指名競争入札が行はれたにしても、道路管理者が隨意契約を爲すに至つたのは指名競争入札を打切り別個の行爲に屬する隨意契約に依つたのであつて、隨意契約を爲すに至つた動機は假令問者の言ふが如き間に行はれたにしても夫れを以て隨意契約を彼是言ふべき權利は無いのである(田中幹事)

問 道路臺帳告示の方式御教示を乞ふ(長野縣H〇生)

答 道路臺帳を調製したときは其の旨を地方の公布式に依り告示すべきことは道路法施行令第十五條の規定する所であつて、臺帳其のものを告示するのではない唯だ其の調製したと言ふことを告示すれば足るのである、従つて格別書式と言ふ程のものはない調製の意思を表示すれば足る(田中幹事)